

日本高血圧学会・日本循環器病予防学会・日本動脈硬化学会・日本心臓病学会認定
循環器病予防療養指導士 認定規則

第1章 総則

第1条

この制度は、脳卒中や循環器病の主たる原因である高血圧や脂質異常症等の生活習慣病の改善・予防、および、その他の危険因子の管理に関する療養指導を行うために有用な専門的知識および技術を有する第8条に定められた職種の資質向上を図り、そのことにより循環器病の予防や病態改善により国民の健康増進に貢献することを目的とする。

第2条

前条の目的を達成するため、日本高血圧学会、日本循環器病予防学会、日本動脈硬化学会、日本心臓病学会（以下主催学会）は4学会協力のもとに学会認定制度を設け、循環器病予防療養指導士（英語名称：Certified Cardiovascular Disease Prevention Educator）を認定する。

第3条

主催学会は本制度の実施と運営のために、循環器病予防療養指導士認定委員会を設置する。循環器病予防療養指導士の認定事務局は日本高血圧学会の事務局内に置く。業務内容や役割分担は別途定める内規にて共同で行う。

第2章 循環器病予防療養指導士認定委員会

第4条

循環器病予防療養指導士認定委員会（以下「認定委員会」という）の構成、業務を次のように定める。

- 1) 主催学会から3名ずつ選出された計12名の委員をもって構成する。
- 2) 認定委員長1名、副委員長3名は委員の互選により決定する。
- 3) 認定委員会は循環器病予防療養指導士の認定制度に関わる全ての業務を行う。
- 4) 試験合格者及び更新認定者を決定・承認する。
- 5) 認定委員会の下に認定試験ワーキング、カリキュラムワーキングを設置する。

第5条

認定試験ワーキングの構成、業務を次のように定める。

- 1) 認定試験ワーキングは主催学会から3名ずつ選出する。うち1名は、各学会認定委員会の委員を含むこととする。
- 2) 認定試験ワーキング長は認定委員長が指名する。
- 3) 認定試験ワーキングは認定試験に関わる以下の業務を行う。
 - ①認定試験問題の作成、校閲、校正、採点。
 - ②受験資格審査および認定試験の実施。
 - ③試験結果の審査・判定。
 - ④その他認定試験施行に関する業務。

第6条

カリキュラムワーキングの構成、業務を次のように定める。

- 1) カリキュラムワーキングは主催学会から3名ずつ選出する。うち1名は、各学会認定委員会の委員を含むこととする。
- 2) カリキュラムワーキング長は認定委員長が指名する。
- 3) カリキュラムワーキングは研修カリキュラムに関わる以下の業務を行う。
 - ①循環器病予防療養指導士研修カリキュラムの作成。
 - ②循環器病予防療養指導士の資格更新の審査・判定。
 - ③研修マニュアル、研修指導マニュアルの作成。
 - ④循環器病予防療養指導士に関するガイドブック等の教材の監修、校閲。
 - ⑤その他研修カリキュラムに関する業務。

第7条

認定委員ならびにワーキング委員の任期ならびに定足数について、次のように定める。

- 1) 任期は2年とし委員の所属学会の役員任期に準ずるものとする。委員の再任を妨げない。
- 2) 認定委員会は委員の過半数の出席により成立する。委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 3) 各ワーキングは委員の過半数の出席により成立する。ワーキングの議事は、出席者の過半数をもって決する。

第3章 循環器病予防療養指導士の資格と役割

第8条

循環器病予防療養指導士とは、脳卒中や循環器病の予防のために、高血圧や脂質異常症等の生活習慣病の改善・予防、およびその他の危険因子の管理に関して、適切な指導を行う能力を有する保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、公認心理師、臨床心理士、医療心理士、健康運動指導士に主催学会が与える資格である。

第9条

循環器病予防療養指導士の役割を次に示す。

- 1) 臨床においては診療に携わる医師の指示のもと、多職種連携の一員として、脳卒中や循環器病の予防のために、高血圧や脂質異常症等の生活習慣病の予防や改善、また、その他の危険因子の管理について指導する。
- 2) 健康管理、保健指導においては、生活習慣病の予防・改善や危険因子の管理について指導する。

第4章 認定試験の申請資格

第10条

循環器病予防療養指導士の認定試験の申請資格は次の各項の要件を全て満たすものとする。

- 1) 保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、公認心理師、臨床心理士、医療心理士、健康運動指導士の資格を有する者。
- 2) 受験申請時に日本高血圧学会、日本循環器病予防学会、日本動脈硬化学会、日本心臓病学会のいずれかの学会員であり、年会費を納入していること。
- 3) 医療機関、医育機関、教育機関、健康管理機関、健診機関、保健指導機関、調剤薬局、保健医療行政等で3年以上の指導実務経験を有し、所属長がそれを認めた者。
- 4) 申請日より過去5年以内に主催学会の下記①～⑥いずれかに2回以上参加した者。
 - ①日本高血圧学会総会
 - ②臨床高血圧フォーラム（2022年6月で最終回開催終了）、高血圧フォーラム
 - ③日本循環器病予防学会学術集会
 - ④日本動脈硬化学会総会・学術集会
 - ⑤動脈硬化教育フォーラム
 - ⑥日本心臓病学会学術集会
- 5) 上記①～⑥において開催される循環器病予防療養指導士に関するプログラム、あるいはカリキュラム委員会が指定する講習会で、カリキュラムのA群、B群、C群の各群より10単位以上合計30単位以上取得した者。

第5章 循環器病予防療養指導士の認定

第11条

認定試験は年1回行う。実施方法等については循環器病予防療養指導士実施細則にて定める。

第12条

認定試験に合格し認定委員会の承認を経て、認定料を納付したものに対して循環器病予防療養指導士認定証を交付する。

第13条

認定期間は5年間とし、認定更新の認定を受けなければ循環器病予防療養指導士の資格を喪失するものとする。

第6章 循環器病予防療養指導士の更新

第14条

循環器病予防療養指導士の認定資格の更新申請資格を有する者は次の各項の条件を全て満たすものとする。

- 1) 第10条1)に定める資格を保有している者。
- 2) 5年間継続して日本高血圧学会、日本循環器病予防学会、日本動脈硬化学会、日本心臓病学会のうちいずれかの会員である者。
- 3) 所属する学会の定めによる年会費の未納がない者。
- 4) 認定日から更新申請時までの間に更新に要する単位として、実施細則別紙に基づき合計20単位以上を取得した者。

ただし、更新単位が不足している場合で、認定終了日までに単位が取得できる場合は、認定終了日までの単位取得見込みを付して更新申請できる。また、初回更新に限り試験翌月から認定日までの取得単位も認めるものとする。

- 5) 認定日から更新申請日までに実施した循環器病予防療養指導士としての実施細則別紙に定める活動実績報告を合計5ポイント以上提出できる者。活動実績とは、療養指導の症例報告に加えて、療養指導に関する教育・啓発活動や研究活動等の報告を含むものとする。

第15条

認定更新の詳細については循環器病予防療養指導士実施細則にて定める。

第7章 資格の喪失

第16条

循環器病予防療養指導士は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1) 循環器病予防療養指導士としての資格を辞退したとき
- 2) 主催学会の会員としての資格を喪失したとき

第17条

認定委員会は循環器病予防療養指導士としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、循環器病予防療養指導士の資格を認定委員会の議決を経て取り消すことができる。

第8章 規則の改廃

第18条

この規則の改廃は認定委員会および主催学会の理事会の議決を経て、変更することができる。

第9章 補則

第19条

この規則は 2015年9月16日から施行する。

2015年9月16日施行

2016年6月17日一部改定

2016年10月11日一部改定

2018年12月23日改定

2020年2月26日一部改定

2020年4月1日一部改定

2022年4月1日改定

2023年4月1日改定

2023年9月4日改定